

3. 金融の統制と金融構造の変化

(1) 戦時期における金融の統制と計画化

昭和6年(1931年)の満州事変以後、わが国の経済運営にはしだいに統制化の傾向がみられるようになったが、昭和12年の日中戦争勃発によって、その方向は決定的になった。そうした戦時経済統制のトップをきったものの一つが金融統制であり、その具体的な表われが、戦争勃発後間もない昭和12年9月に制定された「臨時資金調整法」であった。もっともこの法律は後述のように設備資金供給の選別と貯蓄奨励を行うためのものであり、必ずしも全面的な金融の計画化を意図したものではなかった。また統制の方式についても、原則的には政府に強大な権限を付与しながら、実質的には金融機関の自主的統制にゆだねる部分を相当広範囲に認めていたが、これは政府による直接統制を極力避けようとする本行の努力によって実現したものであった。

しかし日中戦争はその後しだいに拡大し、長期化の様相を濃くした。そうした状況の中で、昭和13年4月1日「国家総動員法」が公布され、これによって政府は広範な分野における統制権限を持ちうるようになった。この点は金融の分野についても全く同様であり、この法律の発動という形で金融統制の網が広げられていった。そうした金融統制の根拠となったのは、次の同法第11条であったが、それは、後に事実上、資金の国家管理にまで発展した戦時金融統制にとって、まさに決定的な条文であった。

第十一条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ会社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的変更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ払込ニ付制限若ハ禁止ヲ為シ、会社ノ利益金ノ処分、償却其ノ他經理ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ銀行、信託会社、保険会社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ対シ資金ノ運用ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

さらに昭和13年から、政府主導の国民貯蓄奨励運動が展開され、その中で年度

表 3-1 昭和14年度資金需給計画

(単位：百万円)

資金需要額 (A)	10,525
公債所要資金 (うち国債)	6,025 (5,925)
(地方債)	(100)
産業所要資金	3,600
「満洲国」日円資金所要額	650
「支那」日円資金所要額	250
資金供給額(蓄積資金) (B)	10,000
差引供給不足額 (A-B)	525

(注) 1. 資金供給額は昭和14年度貯蓄目標額と一致している。

2. 供給不足額については「需要額ノ節減等ニ依リ調整スルモノトス」とされている。

(出所) 石川準吉『国家総動員史』資料編第一、国家総動員史刊行会、昭和50年、332ページ。

間の貯蓄目標額が設定されたが、これは後の総合的な国家資金計画につながる性格のものであり、その意味で金融の計画化への第一歩として見逃すことのできないものであった。次いで昭和14年7月には「昭和十四年度資金統制計画綱領」が作成された。これは簡単なものではあったが、総合的な資金計画を目指すものであった(表3-1)。

ただこの計画は、具体的には、「臨時資金調整法」に基づく「昭和十四年内資金調査規則」により一定規模以上の産業資金需要の報告を求めたものであり、貯蓄増加目標額の本格的な策定や金融機関の資金運用計画があったわけではない。

これより先政府は昭和14年4月1日の「会社利益配当及資金融通令」(勅令第179号)により、会社経理に対する制限、日本興業銀行に対する融資命令について定めていたが、昭和15年8月になると、大蔵省銀行局長通ちょうをもって預金残高5000万円以上の普通銀行(59行)に対し半期ごとの資金計画を提出するよう求めた。⁽²⁾ こうして資金計画はしだいに精密なものとなっていった。さらに後述のように同年10月「銀行等資金運用令」が制定され、設備資金のみならず、運転資金を含め、金融機関の資金運用全体が統制の対象となった。またこの勅令と同時に制定された「会社経理統制令」により、会社の経理内容についてもかなり細かい統制を実施しうることになった。こうして金融の統制は著しく拡大・強化されるに至った。この間、金融機関の融資方式の面で注目されるのは、共同融資方式の増大であった。これは昭和14年ごろから広く行われるようになったもので、軍需産業を中心とするいわゆる時局緊要産業の資金需要がしだいに大きくなって、一金融機関だけではこれに応じきれなくなったこと、さらに軍需産業に対する融資という特殊性からリスクの分散を図りたいと考えられたこと、などの事情によ

3. 金融の統制と金融構造の変化

るものであったが、同時にこの方式が金融統制をやりやすくしたという面があったことも見逃せない。その後昭和16年8月、この融資方式は制度化され、大銀行による時局共同融資団の結成へと発展した⁽³⁾。

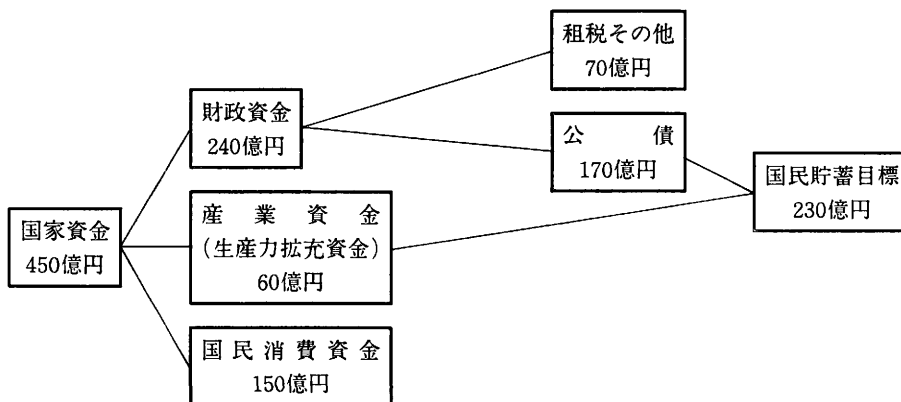
戦時経済の計画化・統制化は、昭和16年7月11日に決定された「財政金融基本方策要綱」によって、さらに大きく進展した。これは太平洋戦争の勃発を目前にした緊迫した情勢のなかで、資金面の計画化を徹底しようとしたものということができる。ちなみにこの要綱は、産業資金の計画化について次のように述べている⁽⁴⁾。

国家経済力が最高効率を発揮する如く生産、物資、労力の状況等と見合ひて民間産業及び外国投資のため使用すべき資金総量を規正し且つその配分を定め産業資金を計画化する

この「財政金融基本方策要綱」の決定を機として大蔵省内に国家資力研究室が開設され、総合的な資金計画の編成方式の研究に着手した⁽⁵⁾。そして昭和17年度以降の資金計画はその成果に基づいて作成されたものであった。それは、いわゆる「国家資金」を社会会計の方式に則して、財政、産業、消費の3項目に合理的に分配しようというもので、ここで「国家資金」というのは、現在の国民所得統計における「国民総生産」に近い概念であった⁽⁶⁾。昭和17年度の資金統制計画は昭和17年6月2日に閣議決定されたが、その概要は図3-1のとおりである。昭和18年5月11日に閣議決定された昭和18年度の資金計画はさらに一段と精密化され、その形式も複雑化した。それは図3-2で示すように詳細な「資金総合計画」といくつかの個別計画とに区分されたが、この方式は終戦まで続けられた。

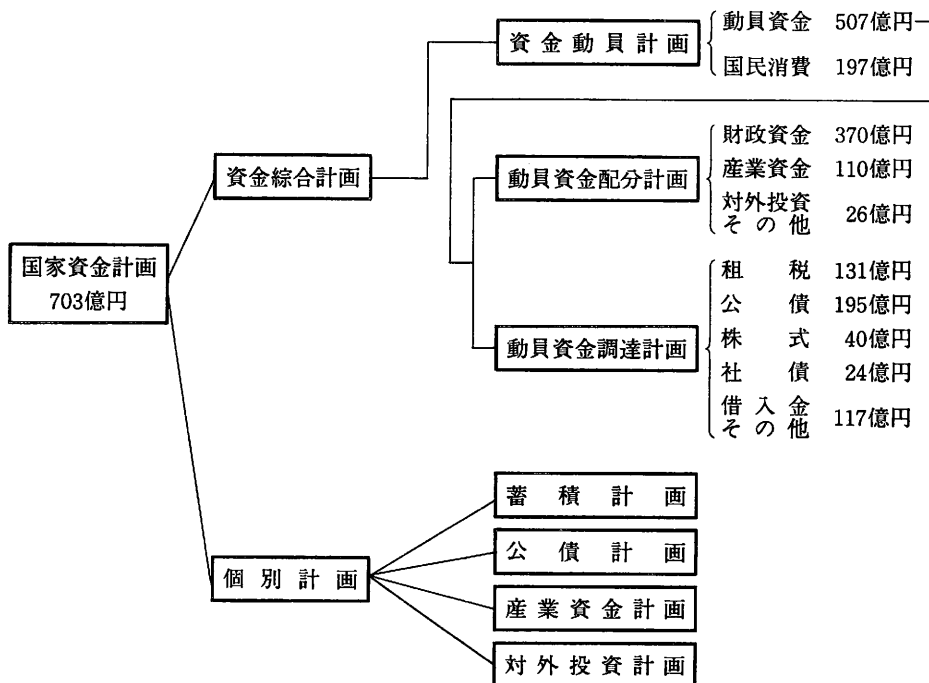
昭和17年4月、別項のように「金融統制団体令」が制定され、これにより全国金融統制会、業態別統制会、統制組合、地方金融協議会の4種の統制団体が発足した。このうち全国金融統制会の運営については後述のように本行が中心となってこれに当たり、以後、金融統制の主要業務は、同会に移された。さらにこの間、政府主導の下に銀行合同が強行されるようになったが、昭和17年5月16日公布施行の「金融事業整備令」（勅令第511号、「国家総動員法」第16条に基づく事業整備命令に関する勅令）の制定は、こうした銀行合同に関する政策に法的根拠

図 3 - 1 昭和17年度資金統制計画の概要



(出所) 日本銀行調査局「戦時金融統制の展開」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第27巻、大蔵省印刷局、昭和45年、所収) 407ページにより作成。

図 3 - 2 昭和18年度国家資金計画の体系



(注) この資金計画には日本国内のほか、当時「現地」と呼ばれていた中国(「満洲」地区を含む)、南方諸地域の分を含んでいた。

(出所) 前掲『国家総動員史』資料編第二、昭和50年、437~444ページ。

3. 金融の統制と金融構造の変化

を与えたものであった。実際にこの勅令が発動された事例は、昭和20年7月の東京都城南地区の15市街地信用組合に対する合併命令（合併後の新組合は「城南信用組合」⁽⁷⁾）および同年8月の共同融資銀行の営業譲渡命令⁽⁸⁾といったごく特殊なものに限られていたが、いわゆる伝家の宝刀として金融機関の整理に無言の圧力を加えていた。また昭和17年2月には戦時色の濃い「日本銀行法」が制定され、同年5月1日に本行はこの法律による「日本銀行」として改組された。このほか戦争遂行のため、あるいは戦時期の状況変化に対応するため特殊な金融機関がいくつか新設された。南方開発金庫（昭和17年3月設立）、戦時金融金庫⁽⁹⁾（昭和17年4月設立）、外資金庫（昭和20年2月設立）、共同融資銀行（昭和20年3月設立）、資金統合銀行（昭和20年5月設立）などがそれである。こうした金融機構の再編成が戦時金融統制を容易にしたことはいうまでもない。

昭和19年1月、軍需融資指定金融機関制度が発足した。これは後に詳述するように、「軍需会社法」によって指定された軍需会社に対する融資について、それを担当する金融機関を政府が指定し、軍需会社の所要資金を迅速かつ適切に供給させようとしたもので、軍需産業に対する融資制度として画期的なものであった。この制度はその後戦局が悪化するなかで、昭和20年3月、指定軍需会社以外の会社にも適用されることになり、金融機関の供給する資金総額の6割～7割がこのルート⁽¹⁰⁾によったといわれている。

以上のような展開をみせた戦時期の金融の統制と計画化はいうまでもなく、膨大な国債の消化と軍需生産のための資金を確保するとともに、物的な面での統制を資金面から裏付けることによって、戦時統制経済を円滑に運営しようとしたものであった。そうした金融統制も当初は部分的であり、かつ金融機関の自主性尊重という方針がとられていたが、戦争の拡大・激化に伴って全面的かつ厳格な統制に変質していった。そうした資金統制においても当初はインフレーションの発生を防止するという観点から、過大な資金を供給しないという配慮が強く働いていたが、昭和19年ごろになると、そうした考え方は後退し、軍需生産増強のために、能率よく資金を供給することが優先されるようになった。それは「計画」の名に値しないものであったが、もはや信用膨張を顧慮する余裕は失われるほど事

態は切迫していたのである。

- (1) 日本銀行調査局「戦時金融統制の展開」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第27巻、大蔵省印刷局、昭和45年、所収)404ページ。なお、ここで報告の対象となったのは次のとおりである(昭和13年12月10日、大蔵省令第69号「昭和十四年国内資金調査規則」)。
 - ① 資本金20万円以上の会社で設備の新設・拡張・改良のための所要資金5万円以上の計画を有するもの。
 - ② 資本金20万円未満の会社または個人でも、同上所要資金20万円以上の計画を有するもの。
 - ③ 資本金20万円以上の会社で関東州、「満洲国」または中華民国において設立される会社の資本金の半額以上を出資し、または既設の会社の株式の半額以上を取得しようとする計画を有するもの。
- (2) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第11巻、東洋経済新報社、昭和32年、110～111ページ。
- (3) 日本銀行調査局特別調査室「満州事変以後の財政金融史」(前掲『日本金融史資料』昭和編第27巻所収)136～137ページ。
- (4) 上掲『日本金融史資料』昭和編第34巻、昭和48年、153ページ。
- (5) 前掲『昭和財政史』第11巻、217ページ。
- (6) 統計研究会によれば、戦時中の資金計画は国民資力の配分という見地に立つものであり、「国民資力」の概念は国民所得概念を中心とするものであるが、必ずしもその内容は明確でなく、また所得の配分をもって直ちに資金配分とみなす点に疑義がある、としている(統計研究会『戦時および戦後のわが国資金計画の構造』(『経済計画研究部会資料』6)同会、昭和26年、序文1ページ)。

なお当時は平和産業の生産設備を撤去して軍需産業の生産設備に転用することが行われていたので、「国家資金」の計算に際しては国民総生産に disinvestment を加えるという算出方式が用いられた。
- (7) 城南信用金庫史編纂委員会『城南信用金庫史』同金庫、昭和30年、132ページ。

なおこの合併命令には終戦直前の特殊な背景があった。すなわち、これら15組合の合併覚書の調印は昭和20年4月にすでに終了していたが、そのころ城南地区は空襲によって大きな被害をうけ、事実上總會、総代会の開催が不可能となったため「金融事業整備令」による強制合併の形をとったものであった。
- (8) 牧村四郎「発動されていた金融事業整備令」(『金融ジャーナル』第18巻第3号、昭和52年3月)55～57ページ。
- (9) 戦時金融金庫は昭和17年2月20日公布の「戦時金融金庫法」(法律第32号)に基づき同

年4月18日に設立された政府系金融機関。資本金3億円のうち2億円は政府出資で、その業務は緊要産業を営む者や、政府の方針により遊休設備の維持、物資の貯蔵、事業の整備をなす者に対して所要資金の出資・融資等を行うほか、市価安定のための有価証券の売買保有を行い、資金調達的手段としては戦時金融債券の発行が認められた。

なお、南方開発金庫その他については後述参照。

(10) 前掲「満州事変以後の財政金融史」230～232ページ。

(2) 金融統制の方法と実情

「臨時資金調整法」の制定

政府が「臨時資金調整法案」の作成に具体的に動き出したのは、日中戦争勃発後間もない昭和12年（1937年）8月ごろであったようである⁽¹⁾。そしてその法案は9月4日開会の第72回臨時議会上程された。この法案は後述のように、政府に対して金融統制に関する強力な権限を付与する極めて画期的なものであったが、当時の議会でもジャーナリズムの間でも、この法案に対する強い批判は出なかった。日中戦争勃発直後の非常時意識の高まりが、こうした統制法規の制定もやむなしという雰囲気を作り出していたためであろうか。しかし2・26事件以来、急速な高まりをみせていた経済統制化の方向が、極めて具体的な形でその姿を表わしたのがこの法案であったから、この法案提出に対して経済界、とくに金融界は反発した。当初この法案の名称は「資金統制法」であったが、その後「統制」という表現を避けるべきであるとの強い意見があって、結局「資金調整法」となったといわれており、当時の「統制」に対する空気を示すエピソードとして興味深い⁽²⁾。また賀屋興宣大蔵大臣が9月5日の衆議院で行った、この法案の提案理由説明の中の次のような表現にも、前述のような経済界の不安心理をやわらげようという意図が含まれているようにも思われる⁽³⁾。

実際上は主として自治的の調整に依つて、本法に依る資金調整の目的を達し得ることを希望致して居るものであります、而して此資金の調整は、固定的事業設備に要する資金に付て行ふものでありまして、事業の運転資金、其他短期の資金には何等之を適用するの意味を有せざるものであります

表3-2 「臨時資金調整法」

根拠法令	主 要			
昭和12年9月10日 法律第86号 昭和12年9月25日 勅令第527号	事業資金供給に関する要許可範囲 〔事業設備資金の貸付 有価証券の応募・引受・募集 会社の設立・増資・合併等〕 1件10万円以上	会社設立等に関する要認可範囲 資本金50万円以上	興業債券発行限度の拡張 5億円	
昭和13年8月15日 勅令第590号	1件5万円以上	資本金20万円以上		
昭和14年4月22日 法律第86号			10億円	
昭和14年4月22日 勅令第224号	特定業種については1件3万円以上			
昭和15年3月30日 法律第70号			20億円	
昭和16年3月3日 法律第18号			50億円	
昭和17年4月1日 法律第84号			100億円	
昭和18年4月1日 法律第87号				
昭和19年2月15日 法律第16号				
昭和20年2月14日 法律第8号				

3. 金融の統制と金融構造の変化

における主要事項の変遷

事		項	
		割増金付貯蓄債券の 新規発行 期限35年内 無記名 券面20円以下 割増金 150倍以下 発行限度(収入金、 以下同じ) 2億円	
		発行限度 5億円	
		割増金 300倍以下	割増金付報国債券 期限10年内 無記名 券面10円以下 割増金無制限 発行限度(収入金、 以下同じ) 5億円
		発行限度10億円	
商工債券発行限度 拡張 5000万円	資金吸収に関する 命令	発行限度20億円 券面30円以下	発行限度15億円
		発行限度50億円	

結局衆議院においては次のような委員会の付帯決議を付して、この法案を可決⁽⁴⁾した。

- 一 政府ハ本法ノ重大性ニ鑑ミ之カ運用ニ当リ民心ノ萎縮産業ノ衰退等国民経済ニ悪影響ヲ及ホササルヤウ最善ノ注意ヲ為スト同時ニ現下ノ極端ニ梗塞セル金融状態ヲ打開スル為迅速且適切ナル方途ヲ講スヘシ
- 一 政府ハ本法ノ重要性ト勅令委任事項ノ多キニ鑑ミ本法ニ依ル臨時資金調整委員会ノ組織及委員ノ人選ニ付特ニ注意シ且民意ヲ代表スル者竝民間ノ学識経験ニ富メル者ヲ三分ノ二以上委員トシテ選定スヘシ

「臨時資金調整法」(昭和12年9月10日法律第86号)のうち、臨時資金調整委員会に関する規定(第11条)のみは9月15日から、その他の規定は9月27日から施行された。その主な内容は①金融機関の一定額以上の事業設備資金の供給に関し、政府の許可を要することにする(ただし金融機関あるいは証券引受業者が自治的調整を申し出て、政府がその調整方法を適当と認めた場合には、政府の許可を不要とする)、②必要な部門に対し積極的に資金を供給するため日本興業銀行の債券発行限度を拡張するとともに、時局緊要産業の増資・社債発行については「商法」の制限を緩和する⁽⁵⁾、③浮動購買力を吸収するため日本勧業銀行に割増金付貯蓄債券を発行させる⁽⁶⁾、④命令の定める会社(資本金50万円以上)の設立・増資・合併または目的の変更等については政府の許可を要する、といったものであった。

以上のような「臨時資金調整法」の内容はその後、戦争の激化、長期化に伴い、しだいに強化されていった。そうした改正経過を取りまとめたのが表3-2である。

また「臨時資金調整法」は「資金使用ノ調整ニ関シ重要ナル事項ヲ調査審議スル為臨時資金調整委員会ヲ置ク」(第11条)と定めていた。そこで政府は「臨時資金調整委員会官制」(勅令第498号、昭和12年9月16日公布施行)を制定するとともに委員ならびに幹事を発令した(9月16日付)。この委員会官制によれば委員会の会長は内閣総理大臣、副会長には大蔵大臣および商工大臣が就任することになっており(第3条)、委員は会長、副会長を除き40名以内と定められていた(第

2条)。実際に任命された委員も40名で、その構成は関係各省次官、貴族院議員、衆議院議員、学識経験者等で、本行からは津島寿一副総裁がこれに加わっていた（以上のほかに4名の臨時委員を任命）。この委員会の第1回会合は発足後間もない9月21日に開かれ、以後、年2回程度の割合で重要事項の調査審議を行った。⁽⁷⁾

また、「臨時資金調整法」に基づく「許可又ハ認可ニ関スル処分ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テ」審議するため「臨時資金審査委員会」が設けられることになり（第12条）、その官制（勅令第536号）は昭和12年9月27日に公布施行された。これによれば、この委員会は会長のほか6名以内の委員によって構成され（第2条）、会長には日本銀行総裁を充てることになっていた（第3条）。実際の委員の発令は9月27日付で行われ、その構成は大蔵省・商工省から各2名、農林省から1名（いずれも局長クラス）のほか本行から津島副総裁がこれに加わった。さらに本行島居庄蔵理事が臨時委員に任命されたから、結局、委員会の構成は会長を含め8名（幹事含まず）ということになった。この委員会は「臨時資金調整法」第12条第1項により、以下のようなもののうち、重要な案件についての許可・認可を決定するためのものであったから、その権限は非常に大きなものであったといえることができる。

イ、金融機関等の事業設備資金の貸付、有価証券の応募、引受けまたは募集の取扱いに関する許可処分

ロ、会社の設立、増資、合併、目的変更、未払込株金の徴集、社債の募集、会社その他の者がする事業設備の新設、拡張等に関する認可の処分

ハ、「商法」の特例を認めた株金全額払込前の資本増加、払込資本金の2倍までの社債の発行に関する認可処分

さらに後述の自治的資金調整機関の本行に対する協議についても、重要なものは、この委員会の意見を徴して、本行が同意、不同意の決定をすることになっていた。⁽⁸⁾

前述のように、「臨時資金調整法」においては、金融機関、証券引受業者が自治的に資金調整を実行する場合には、この法律による政府の許可を不要とするこ

第2章 戦時統制下の日本銀行

とにしていた（第3条）から、自治的資金調整方法の具体化が急がれた。本行では昭和12年9月14日、「臨時資金調整法」の発効を控え、事務連絡のため臨時の支店長会議が開催されたが、この席上で明らかにされた自治的調整の方法についての政府案は、原則として金融機関が業態別に団体を組織し（ただし農工銀行を除く特別銀行および商工組合中央金庫は単独で自治調整を行う）、それら団体ごとに幹事銀行（会社）を選定し、その幹事銀行（会社）が加盟銀行（会社）に「臨時資金調整法」の趣旨の普及、徹底に努めるとともに、政府からの通達・指示等を伝達させようというものであった。もっとも当時すでに各種金融団体が組

表 3-3 自治的資金調整団一覧（昭和12年9月27日現在）

調整団名	加盟数	幹事銀行・会社
(1) 普通銀行		
東京地方資金自治調整銀行団	65行	第一・三井・三菱・安田・第百・昭和・足利・武州の8行
大阪	25行	野村・三和・住友の3行
門司	66行	十七銀行
名古屋	31行	愛知・名古屋・遠州の3行
北海道	6行	北海道銀行
京都	12行	両丹・滋賀の2行
福島	28行	岩手殖産・両羽・七十七・郡山商業の4行
広島	6行	芸備銀行
金沢	31行	加州・十二・福井の3行
新潟	9行	第四銀行
松本	7行	八十二銀行
熊本	12行	肥後・第四百四十七の2行
秋田	21行	秋田・第五十九・六十七の3行
松江	4行	松江銀行
岡山	4行	中国銀行
神戸	39行	神戸銀行
松山	8行	五十二銀行
(2) 農工銀行同盟会	6行	神奈川県農工銀行
(3) 産業組合金融統制団	48	産業組合中央金庫
(4) 全国貯蓄銀行協会	72行	東京貯蓄・大阪貯蓄・安田貯蓄の3行
(5) 信託協会	27社	住友信託
(6) 六三会資金自治調整証券団	5行	山一証券
(7) 生命保険会社協会	30行	日本生命保険
(8) 大日本火災保険協会	41行	大阪海上火災保険

（出所）日本銀行保有資料。

織されていたから、この政府案においても普通銀行および産業組合を除き、既存の団体をそのまま自治的調整機関として活用することにして⁽⁹⁾いた。この案はそのまま実施され（ただし団体名称が変更されたものがある）、また産業組合中央金庫および道府県を区域とする信用組合联合会については新しく「産業組合金融統制団」が、また普通銀行については地方ごと（本行本支店管轄区域別）に「資金自治調整銀行団」が結成された。そして9月27日付で大蔵大臣から認定があり、自治的資金調整機関（表3-3）はその組織化に関する手続をすべて終了した。⁽¹⁰⁾

なお、本行はこの「臨時資金調整法」による事務を処理するため、9月27日付で資金調整局を設置した。

「臨時資金調整法」による事業資金の調整

「臨時資金調整法」の実施により、本行は同法に基づき提出される認許可申請書を受け付け、それらを本行限りで可否を決定するものと、臨時資金審査委員会に付議することを要するものとに分類し、後者についてはそれを議案として臨時資金審査委員会に提出した。もっとも実際には、これらの議案についてまず、毎週水曜日に本行で開催される臨時資金審査委員会幹事会において可否の下決定が行われ、それを原案として臨時資金審査委員会で最終決定が行われるという方式がとられていた。⁽¹¹⁾

これより先、臨時資金調整委員会は、昭和12年9月21日の第1回委員会において「事業資金調整標準ニ関スル件」および「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準」を決定したが、これらは以上のような認許可および前述の自治的資金調整の方法についての一般原則を掲げたものであった。またこれらの中には各案件の可否を決定するに際しての業種別の取扱いが定められていた。それによると、産業ないし事業は、①生産力拡充計画における地位、②軍需との関係、③国際収支の改善に寄与する度合い、④原材料等の入手状況等の事項を勘案して次の3種に大別されていた。⁽¹²⁾

甲種……原則として認許可を与えるもの

乙種……軍需との関連、国際収支改善との振り合い、資金の状況、所要資材の需

第2章 戦時統制下の日本銀行

給状況等を考慮して適当と認めたもの限り、認許可を与えるもの
丙種……原則として認許可を与えないもの

これらの業種分類はかなり細かく行われているため、その全容は省略するが、
主要業種の分類を例示的に表3-4（ただしこの分類はその後しばしば変更されて
いる）に掲げておこう。

上記のような内容の「臨時資金調整法」の施行状況について、まず同法第4条
による認許可、つまり一定規模（当初は資本金50万円）以上の会社の活動に対す
る認許可状況からみてみよう。認許可の対象となる会社の活動内容は次の事項で
あった。

- ① 自己資金による設備の新設・拡張・改良（ただし一定金額—当初は10万円—
以上）

表 3-4 事業資金調整標準における業種分類（例示）
（昭和12年9月現在）

甲 種	乙 種	丙 種
金属鉱業の大部分 石炭鉱業（亜炭を除く） 石油 鉱 業 製鉄業の大部分 非鉄金属製錬業の大部分 工作機械（製材・木工機械 を除く）製造業 車両製造業のうち、機関 車・貨車・自動車 造船業のうち鋼船 航空機製造業 兵器および兵器部分品製造 業 ガラスおよびガラス製品製 造業のうち、光学ガラス・ 強化ガラス等 運輸業のうち軍事上・産業 上必要な鉄道・軌道、遠洋 航路・近海航路の海運業、 および航空業	石炭鉱業のうち亜炭 生糸製造業 人造繊維製造業 織物業のうち人造繊維織 物・亜麻織物 非鉄金属材料品製造業の大 部分 起重機製造業 ミシン製造業 車両製造業のうち客車・電 車・自動自転車 造船業のうち木船 合成ゴム製造業 バルブ製造業 工業塩製造業 製 材 業 製 糖 業 農 林 業 水 産 業 倉 庫 業 教育・文化・体育・社会・ 医療等に関する事業	真綿および綿製造業 紡績業（亜麻糸を除く） 編物・組物製造業 銀 製 錬 業 食卓用金属製品製造業 家庭用電気器具製造業 エレベーター製造業 時計製造業 金庫製造業 楽器類製造業 自転車製造業 水道器具製造業 セメント製造業 石灰製造業 過磷酸石灰製造業 調味料製造業 マッチ製造業 百貨店業 金 融 業 新聞発行、図書・雑誌出版 業 娯楽・興業に関する事業

（出所）日本銀行保有資料により作成。

3. 金融の統制と金融構造の変化

- ② 第2回以後の株金の払込み
- ③ 資本の増加
- ④ 会社の設立
- ⑤ 会社の合併
- ⑥ 社債の直接募集
- ⑦ 会社の目的変更

表 3-5 「臨時資金調整法」第4条による申請状況
(昭和12年9月～19年9月)

(単位：金額は百万円)

申請事項	件数	金額
事業設備	18,052 (46.4)	13,491 (23.0)
株式払込	5,410 (13.9)	8,577 (14.6)
資本増加	5,686 (14.6)	15,385 (26.2)
会社設立	4,230 (10.9)	7,831 (13.3)
会社合併	1,367 (3.5)	13,324 (22.7)
社債募集	43 (0.1)	59 (0.1)
目的変更	4,116 (10.6)	— (—)
計	38,904 (100.0)	58,667 (100.0)

以上の事項に関し、本行に提出された認許可申請件数は年々増加の一途をたどり、昭和19年9月末までに約4万件に達したが、その約半数は事業の設備に関するものであった

- (注) 1. カッコ内は構成比 (%)。
 2. 資本増加、会社設立の金額は公称資本金を示し、会社合併の金額は合併後の公称資本金を示す。
 (出所) 日本銀行保有資料。

(表3-5)。また、こうして本行に提出された申請件数のうち、9割弱が認められた(表3-6)。もっともこれは企業側の希望が9割方満たされたことを意味するものではない。仮りに事業経営の立場からは希望があっても、「臨時資金調整

表 3-6 「臨時資金調整法」第4条による申請処理状況

(単位：金額は百万円)

昭和 年度	申請処理		うち 認許可		臨時資金審査委員会に付議したもの	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	1,709	3,102	1,678	3,056	783	2,444
13	2,910	4,600	2,832	4,523	1,032	3,697
14	4,436	6,184	3,926	5,782	2,392	5,575
15	5,084	7,338	4,080	6,598	3,080	6,343
16	5,352	8,347	4,312	7,833	3,687	4,266
17	6,248	8,109	5,482	7,824	4,997	5,192
18	8,771	15,051	8,305	14,814	6,712	10,657
19	4,394	5,935	4,199	5,849	3,186	3,559
計	38,904	58,667	34,814	56,280	25,869	41,733

- (注) 昭和19年度は9月末まで。
 (参考) 1. 上記期間中の申請処理に対する認許可率は件数で89.5%、金額で95.9%。
 2. 臨時資金審査委員会に付議したもののうち、認許可は2万1887件、393億円余で、付議に対する認許可率は件数で84.6%、金額で94.3%。
 (出所) 日本銀行保有資料。

法」の趣旨から到底認許可が得られないとして最初からその希望を断念したのもあろうし、また事前に本行と下相談の結果、認許可を得る可能性なしということから申請書を提出しなかったケースも少なくなかったからである。

また審査については情勢の変化に応じ時期によって寛厳の差があった。例えば、「臨時資金調整法」実施に際し、資金調整局長は昭和12年9月25日付の支店長あて書面の中で「関係法令の適用に当りては差当り寛大に取扱ふ御心持にて処理せられ本法の実施に因り財界を萎縮せしめ又は摩擦を生ぜしむることは成るべく之を避くる様に致し度く⁽¹³⁾」と述べている。ところが欧州戦争勃発直後の昭和14年11月に開かれた、部局長支店長会議において松林章資金調整局長は「最近資材の不足深刻となりたる結果資金調整法の強化特に金融機関の自治調整に付之が運用を制限すべしとの声強くなりたるが当局に於ても勿論申請に対する審査を一段と嚴重にしつつあり⁽¹⁴⁾」と述べており、「臨時資金調整法」の運用が当初に比較してしだいに厳格になってきたことを示している。

一方、金融機関もしくは証券引受業者が、自治的に事業資金を調整することを認められたものについても、一定限度以上の事業設備資金の貸付、または有価証券の応募、引受けもしくは募集の取扱いについては本行に協議することになっていた（この協議を要する範囲は漸次拡大された）が、このような自治的資金調整方式については、実施後いろいろ批判が出たようである。例えば昭和14年10月9日に開催された資金調整事務打合わせ会（資金調整事務に関する本支店事務打合わせ会で昭和13年8月以降毎年1回開催）の席上、松林資金調整局長は「金融機関の自治調整に付ては幾多の非難があつて全廃説も相当あるが今俄に変更することは摩擦を招来し不可能である。が今後は設備資金の貸付の際は総て本行と相談又は協議をする様に仕向けて欲しい。仮令規定上は協議を必要としないものでも可成協議を取る様に希望する⁽¹⁵⁾」と述べている。ここでは当時どのような非難があったのかは明らかではないが、元来、統制に不満はつきものであり、しかもこの自治的調整は、市中金融機関が営業上の顧客の設備資金需要を国家目的のために統制するというのであるから、そもそも円滑な運営を期待しがたい面を含む方式であった。

このような状況から自治的調整方式を改めることも検討されたが、結局は実現しなかった。むしろ昭和19年11月には、情勢の悪化によって計画的な企業活動が困難となったこと（例えば企業の設備計画についても、「臨時資金調整法」による認許可後に事情の急変により、計画変更を余儀なくされる事態がしばしば発生）、統制事務の簡素化・迅速化の要求が一段と高まったことなどの事情から、この自治的調整制度の下における本行への協議は事実上廃止されるに至った⁽¹⁶⁾。

このほかにも「臨時資金調整法」にはいろいろ問題があった。例えば、同法第4条による規制の対象となったのは当初は資本金50万円以上の会社であったため、当時資本金48万円とか49万円といった会社が相当多く設立され、それらはいわゆる不要不急産業に属するケースが多かったといわれている。翌13年8月に至り、規制対象会社の資本金が20万円以上へと引き下げられたのは、以上のような背景があったためであった⁽¹⁷⁾。同法のもう一つの問題点は、それが設備資金のみを規制対象としていた点であった。このため、表面上は運転資金の形をとりながら実際にはそれが設備資金として使用されるケースも少なくなかったようである⁽¹⁸⁾。その結果、しだいに運転資金統制が必要という声が高まり、結局、後述の「銀行等資金運用令」の実施をみるに至った。「臨時資金調整法」もまた、「統制は統制を呼ぶ⁽¹⁹⁾」というケースの例外ではありえなかったわけである。

「銀行等資金運用令」

昭和15年10月19日、「国家総動員法」第11条に基づき「銀行等資金運用令」（勅令第681号）が公布され、翌20日から施行（ただし第3条ないし第6条のみは翌年1月1日施行）された。「臨時資金調整法」が事業設備資金のみを規制対象とした結果、上記のような問題点を生じたが、このほか投機、思惑、買いだめ等を目的として金融機関から借入れを受けるというケースも少なくなかった。しかもこのような傾向は、昭和14年9月の欧州戦争勃発以後における世界的物価騰貴によって、いっそう助長された。ちなみに昭和15年10月の部局長支店長会議における松林資金調整局長の説明によれば、主要普通銀行60行の昭和12年6月末における貸出残高は設備資金24億円、運転資金50億円であったものが、昭和14年末では

設備資金30億円、運転資金90億円となった（大蔵省調査による）。つまりこの間設備資金の増加は6億円であったのに対し、運転資金は実に40億円増という急増を示したことになる⁽²⁰⁾。

以上のような状況から設備資金のみならず運転資金に対する統制が必要と考えられるようになったのは当然の成り行きであった。もっとも当初、政府は運転資金の法的統制については慎重な態度をとり、行政指導により運転資金の急増を抑えようと努めたが、なかなか効果を収めることができなかった。しかも欧州戦争勃発後、投機的な取引が目立つようになったため、運転資金統制化の気運は急速に高まっていった。そのため政府は昭和15年9月26日、国家総動員審議会総裁に対し、「銀行等ニ対スル資金運用ノ命令ニ関スル勅令案要綱」⁽²¹⁾を諮問し、9月30日の第13回国家総動員審議会の審議を経た後、前述のように「銀行等資金運用令」を公布した。この勅令の概要および若干の関連事項を述べるならば、次のとおりである。

イ、資金運用についての統制（第2条～第6条）

金融機関の資金運用計画について、政府は必要ありと認める場合には、その変更を命じ、また金融機関の資金運用方法を指定することができることにした。また銀行等の一定限度以上の貸出（例えば運転資金については、同一貸出先につき残高5万円を超え、かつ前年同期の実績を上回っている場合——「銀行等資金運用令施行規則」昭和15年11月22日大蔵・農林・商工・拓務共同省令第1号、第4条——等）については主務大臣の許可を要することになった。

そうした許可を要する貸出のうち、特に事案の重要なものについては臨時資金審査委員会に付議することになっていたが、他はすべて本行限りで処理された。その後における実情をみると、1か月の許可申請件数は昭和16年前半でほぼ2000件、昭和17年春ごろには5000件を超えていたが、これらのうち、臨時資金審査委員会に付議されたのは少ない月では20件～30件、多い月でも150件程度であったから、大部分は本行限りで処理されていたことになる⁽²²⁾。なお許可を要する案件であっても、緊急の場合で、許可を受ける時間的余裕がない場合には、貸出報告書を提出することによって、10日間を限り許可なしに前年同期の実績を超えて貸付

または手形割引を行うことが認められていた（緊急貸出制度）。

以上のように金融統制については、設備資金の統制措置のみではその目的を円滑に達成できないという判断から、運転資金にまで統制の対象を拡大したが、実施後の運営の実情から考えると、統制事務負担増大の割りには実効はあがらなかったように見受けられる。

ロ、命令融資（第7条～第10条）

生産力拡充資金、その他時局に緊急な資金の供給を円滑に行うために必要な場合には、大蔵大臣は銀行に対し、資金の融通または有価証券の応募・引受け・買入れを命ずることができることにした。このいわゆる命令融資の権限は、すでに昭和14年4月の「会社利益配当及資金融通令」によって、日本興業銀行に対してのみ発動できることになっていたが、「銀行等資金運用令」はこれをその他の銀行にも発動できることにしたものであった。なおこの融資命令は当初は日本興業銀行に対してのみ発動されたが、昭和16年12月8日、太平洋戦争が勃発すると、政府は直ちに「非常金融対策要綱」を決定し、その後この非常金融対策を実施する手段として、融資命令を広範に活用したが、この点については後述する。

なお政府は昭和15年10月19日、前述の「会社利益配当及資金融通令」および会社職員給与の統制を目的とした「会社職員給与臨時措置令」（昭和14年10月18日公布勅令第706号）の2勅令を改廃統合し、新しく資金の統制、経理検査等の規定を盛り込んだ「会社経理統制令」（勅令第680号）を公布（施行翌20日）した。この「会社経理統制令」は、「国家総動員法」第11条に基づき会社の配当、積立金、給与、経費、資金等について各種の制限を設けたが、このうち資金の統制について本行は許可申請書の受理・審査・許可に関する事務も取り扱った。

共同融資

複数の金融機関が共同融資団を組成して、同一の融資対象に貸出を行う「共同融資」方式は、戦前においても社債前貸のための金融のほか聯盟融資という形で実行されていたが、昭和14年ごろから生産力拡充資金供給の面で広く活用されるようになった。それは当時軍需生産のための巨大な国策会社が出現し、また一般

の企業規模が拡大したため、1件当たりの資金需要が大きくなったことのほかに、リスクの分散、競争の制限という面で金融機関・企業の双方にメリットがあったこと、さらには政策当局も資金の統制・計画化、効率的使用といった面からこの方式を評価したためであったと考えられる。⁽²³⁾ こうした共同融資の盛行ぶりについて、昭和16年当時における東京銀行集会所の調査によってこれをみると、昭和14年～16年6月の期間における共同融資団の結成は130件に及んでいた。さらに幹事別にみると、その6割以上が日本興業銀行で、同行がこの共同融資の面で大きな役割を果たしていたことを示している（もっとも以上のほか、幹事の定めない共同融資も少なくなかった⁽²⁴⁾）。

昭和16年7月に発表された「財政金融基本方策要綱」もまた共同融資を推進する方針を示し、共同融資をさらに発展させる契機になった。その具体的な表われが昭和16年8月の「時局共同融資団」の結成であった。これは以上のような政府の方針に呼応して、日本興業銀行を幹事として11行（同行のほか第一・三井・三菱・住友・安田・第百・三和・野村・東海・神戸）で自発的に結成されたもので、同年11月には5大信託（三井・三菱・安田・住友・三和）もこれに加わった。⁽²⁵⁾ この共同融資団の活動開始に当たり、9月11日、関係官庁、金融界、産業界の代表者を招いた午餐会が開かれたが、本行結城総裁もそこに出席し、席上のあいさつの中で「本融資団の加盟銀行は金融界に於て極めて有力なる地位を占め、又融資団の運営に付ては政府当局と常に緊密なる連絡を保ち其指示を仰ぐは勿論、必要なる場合には国家信用の参加も期待せられ、又日本銀行と致しましても出来る丈の援助と協力を惜しまぬ所存であります」と述べた。⁽²⁶⁾

時局共同融資団の融資活動は9月12日に決定された立川飛行機株式会社（融資額2000万円を11行で均分引受け）および報国砂鉄製錬株式会社（融資額100万円を融資団メンバーのうち6行で引受け）⁽²⁷⁾ に対する融資をもって開始され、以後活発な活動を行ったが、昭和17年5月、全国金融統制会が設立されると、同統制会が共同融資のあっせん指導を一元的に行うことになったので、時局共同融資団は同年6月末をもって解散した。したがってこの融資団が活動したのはわずか10か月という短期間にすぎなかったが、その間における実績は承諾件数51件、金額

3. 金融の統制と金融構造の変化

10.3億円（このうち実際融資額は5.3億円）の多きに及んだ⁽²⁸⁾。なお時局共同融資団解散時における未実行の融資契約については、その後全国金融統制会に引き継がれ、同会の指導統制の下に実行された⁽²⁹⁾。

全国金融統制会のあっせん指導による共同融資は、昭和17年8月ごろから開始された。この時期以降の共同融資は、時局共同融資団の場合と異なり、地方銀行・産業組合中央金庫・商工組合中央金庫等も共同融資団のメンバーに加わり、地方的な金融にも利用されるようになったところにその特色があった⁽³⁰⁾。その1か月の件数は17年中は50件程度であったが、18年春ごろから100件前後に増加した。1か月間の融資金額も月によって多寡があったものの、基調としては漸増傾向がみられ、18年秋ごろからは月10億円を越す状況であった（表3-7）。もっともこれは融資あっせん額で実際の貸出額ではなく、また継続融資をも含むものではあったが、それにしても、当時の全国銀行貸出の月中増加額が8億円（昭和18年10月～12月の平均）であったことと

表 3-7 全国金融統制会のあっせん指導による共同融資取扱高

（単位：金額は百万円）

昭和年・月	件数	金額	累計
17. 8	20	217	217
9	54	343	560
10	76	444	1,004
11	67	437	1,441
12	138	1,315	2,756
18. 1	74	977	3,733
2	59	760	4,493
3	118	573	5,066
4	88	696	5,762
5	82	514	6,276
6	152	729	7,005
7	105	752	7,758
8	91	615	8,373
9	116	1,034	9,407
10	128	1,203	10,610
11	97	1,176	11,786
12	147	1,590	13,376

（出所）日本銀行保有資料『要件書類（本支店共同融資）』。

比較してみても、当時の共同融資が相当な規模で行われていたことが推察されよう。

このような状況から、市中金融機関としては、共同融資に参加することが、融資先を開拓・確保するための重要な経営戦略となったのは当然であり、共同融資に参加できるか否かをめぐって市中金融機関相互に利害対立が生じたのも自然の成り行きであった。しかも当時は民間企業の自由な活動が著しく制限され、産業界の地図は各種の統制会社や営団の登場によって大きく塗り変えられつつあった時期であった⁽³¹⁾。そうした新しい統制組織が誕生すれば、新組織の金融をどうする

かという問題が当然生ずることになる。そうした時期であったことが市中金融機関の融資シェア争いをいっそう激しくしたものと思われる。昭和17年12月8日付で考査局長から各支店長あてに出された次の通知は、以上のような当時の共同融資の実情を裏書きするとともに、それに対する本行の考え方を示している。⁽³²⁾

近時各種統合団体に対する共同融資に関し地方金融機関の間に割込運動其の他の摩擦有之哉に聞き及び候処、共同融資勸奨の趣旨は申す迄も無きこと乍ら、従来夫々の金融機関と取引関係ありたる多数業者の統合体組織に当り、之との取引関係を其の内の一金融機関に於て不当に独占するが如きこと無き様、又当該金融機関の性質上之に参加するを当然とするもの有らば之を参加せしむる様すること其の趣旨に有之、地方の実情を無視し又所要融資額の寡少なるにも拘らず実績も無き金融機関を参加せしめ共同融資の外形を作るが如きは決して其の本意に無之、従来共十分其の御含にて御指導相成居候事勿論に御座候得共、為念此段得貴意候也

以上のような問題点を包含しながらも、共同融資が戦時統制経済下における産業金融に大きな役割を果たしたことは否定できない。しかし昭和19年1月、後述の「軍需融資指定金融機関制度」が実施されてからは、共同融資団はおおむねそのまま、「軍需融資協力団」の中心として吸収され、幹事銀行が指定銀行に選定されるという形で解消することが多かったが、指定融資機関を持たない統制会社、配給会社に対する共同融資はその後も継続された。なお全国金融統制会による共同融資のあっせん指導は、昭和19年6月末までに2200件、金額にして190億円余に達した。⁽³³⁾

「企業整備資金措置法」

昭和17年の半ばになると、太平洋戦争の戦局は早くも行き詰まりの様相を呈しはじめ、これにつれてわが国の経済運営は一段と重点指向を要求されることになった。すでに政府は昭和15年12月の「経済新体制確立要綱」発表後、戦時体制に即応するための企業の整理統合政策を推進していたが、以上のような情勢の中で昭和17年5月13日には「国家総動員法」に基づく勅令として「企業整備令」(勅令第503号)を公布して、事業・設備についての許可制と強制処分命令をいつでも

発動できる体制を整えた。さらに翌18年6月には「戦力増強企業整備要綱」を閣議決定したが、これは、当時まだ戦力化されていない産業の労務・資材・設備をあげて重点部門に転活用するとともに、これにより充実された重点部門をいっそう組織的に整備しようとするものであった。⁽³⁴⁾ その場合、企業整備には約2か年の期間と46億円以上の費用を要すると推定された。⁽³⁵⁾ 当時の銀行券発行高は70億円程度であったから、これと比較しても企業整備に要する資金がいかに膨大なものであったかを推察することができる。したがって、政府は企業整備に伴う所要資金の調達とその支払資金が浮動購買力化することを防ぐための対策を講ずる必要に迫られた。昭和18年6月26日公布、7月15日施行の「企業整備資金措置法」(法律第95号)はそのような必要に対処するために制定されたものであった。

この法律の規定のうち、金融機関に最も関係が深かったのは特殊決済に関する部分(第2条～第16条)で、その内容を一言でいえば、企業整備に伴う資産設備等の買取りによって発生する当事者間の債権・債務の決済については、原則として現金ベースの支払いを行わず、特殊な預金・借入金の形で行い、債権をいわば凍結しようとするものであった(なお政府の補償金支払い等についても同様)。ただし設備の譲渡などの金額が1件3万円未満の場合、また株式・出資持分の譲渡価格が1件5万円未満の場合等は現金決済が認められた(「企業整備資金措置法施行令」昭和18年7月1日勅令第563号、第1条)。また債権・債務の決済方法については5種類が定められていた(これらは特殊決済と呼ばれた)が、その内容は次のとおりであった。

イ、特殊預金……債務者が、その支払うべき金額を政府の指定する金融機関への債権者の預金とするもの、期間5年、金利年3.8%。

ロ、特殊金銭信託……債務者が、その支払うべき金額を、政府の指定する金融機関への債権者を信託者および受益者とする金銭信託とするもの、期間5年、金利年3.8%。

ハ、債務者特殊借入金……債務者がその支払うべき金額を、債権者よりの債務者の借入金とするもの、期間10年、金利年4.3%(政府が元金の支払いを保証できる)。

ニ、戦時金融金庫特殊借入金……債務者がその支払うべき金額を戦時金融金庫に納付し、これを債権者よりの戦時金融金庫の借入金とするもの、期間10年、金利年4.3%（政府が元利の支払いを保証できる）。

ホ、政府特殊借入金……債務者がその支払うべき金額を政府に納付し、これを債権者よりの政府の借入金とするもの、期間10年、金利年3.65%。

以上の決済方法のうち、いずれによるかについては債権者が選択することになっていた。

こうして企業整備に伴って支出されると予想された膨大な資金は、原則としてブロックされることになった。ただし、以上のような資金凍結措置については納税、退職金支払い、借入金の返済等の場合、政府の認許可によってそれを解除される道が残されていたが、そうした認許可申請書受理の窓口を担当したのは、本行資金調整局であった。実際の認許可の決定は当初、すべて企業整備資金委員会（「企業整備資金措置法」第26条に基づき昭和18年7月15日勅令第572号「企業整備資金委員会官制」公布）で行われていたが、昭和18年12月から特殊決済の免除および資金化については本行限りで処理することに改められ、さらに昭和19年12月以降は案件の内容により企業整備資金委員会、地方財務協議会、本行の三者のいずれかによって処理されることになり、三者の処理範囲が明確に定められた⁽³⁶⁾。

昭和18年6月以降強力に推進された企業整備は約1年間でおおむね当初計画の主要部分を終了した。昭和18年7月15日以降、同19年5月31日までの期間における企業整備関係資金の支払額をみると、その総額は35億円を超えた。このうち特殊決済を免除されたものはかなり多く、実際に特殊決済によって凍結された資金は支払額全体の5割強に当たる、20億円弱にとどまった（表3-8）。もっともこの特殊決済を免除された資金のうち、かなりの部分が金融機関その他からの借入金返済に充てられたようであるから、その資金がそのまま購買力に転化したわけではない。

以上の特殊決済は、昭和19年2月以降、その適用範囲を「企業整備資金措置法」によるもの以外にも拡大されることになった。それは昭和19年2月の「臨時資金調整法」の改正および同年3月の「臨時資金調整法施行令」の改正によるも

表 3-8 企業整備関係移動資金決済状況（昭和18年7月15日～19年5月31日）

（単位：千円）

債 務 者	特殊決済額 (1)	特殊決済免除 許可額 (2)	法定未満少額 (3)	決 済 総 額 (1)+(2)+(3)
政 府	15,828	—	—	15,828
国民更生金庫	500,185	3,788	316,371	820,344
産業設備営団	161,645	8,452	9,442	179,539
帝国鉱業開発株	106,484	63,682	1,491	171,657
日本石炭株	53,582	12,492	4,851	70,925
そ の 他	1,101,454	731,540	* 450,517	2,283,511
計	1,939,178	819,954	782,672	3,541,804
構成比(%)	54.8	23.2	22.1	100.0

(注)1. *印は推定。

2. 計数の一部誤りを修正。

(出所) 「全国金融統制会報」第5巻第3号（昭和19年9月）（前掲『日本金融史資料』昭和編第12巻、昭和40年、所収）745ページ。

ので、その内容は第1に戦局の緊迫化に対処して実施された強制疎開に伴い建物・土地等に対して支払われる補償金・買収金などに特殊決済方式を適用しようというものであり、第2には「戦時特殊損害保険法」（昭和19年2月15日公布法律第18号）による保険金支払いを特殊決済方式によることにしたもので、いずれも1件3000円を超える部分についてのみ3月15日から実施された。

特殊決済の金額は昭和19年に入って急増した。例えば昭和19年6月～8月の3か月だけでも、その額は15億円を超え、その8月末残高は5月末残高に対し81%も増加している⁽³⁸⁾。このような急増の大きな要因の一つに、上述のような特殊決済制度の適用範囲拡大があったものと考えられる。さらに昭和20年8月末までの累計でみると特殊決済総額は188.8億円という膨大な金額に達した。このうち9割弱に当たる165.3億円が特殊預金であったが、その8割弱が戦争保険金によるものであった⁽³⁹⁾。

軍需融資指定金融機関制度

前述のように昭和18年半ばから、わが国の生産体制は超重点主義をとることになったが、その後も情勢の悪化は著しく、同年末ごろになると、さらに重点を絞

って航空機第一主義をとらざるをえなくなった。このため政府は、重要軍需企業の国家性を明確にするとともに増産の責任体制を確立するため、同年10月31日法律第108号「軍需会社法」を公布（12月17日施行）するとともに、軍需生産行政の一元化を図るため、同年11月軍需省を設置した。この「軍需会社法」は政府の指定した軍需会社について、形式上は民有民営の形態を残しながら、実質的には国家管理を実施したものであった。⁽⁴⁰⁾ 軍需会社の第1次指定は、昭和19年1月18日付で行われ、三菱重工業株式会社、中島飛行機株式会社等150社が指定された。軍需会社の指定はその後第2次として同年4月に424社、さらに再追加として同年12月に119社について行われたが、その間指定取消、追加指定などによる増減もあり、昭和20年3月ごろには、678社という多数の企業が軍需会社として指定されていた。⁽⁴¹⁾

以上のような軍需生産体制の強化に即応して、金融面でその資金的裏付け措置をとることになった。すなわち、前述の軍需会社の第1次指定と時を同じくして、大蔵省は「軍需会社ニ対スル資金融通ニ関スル要綱」を決定し、これを発表した。これによって軍需融資指定金融機関制度が発足することになったが、この要綱は次のような内容のものであった。⁽⁴²⁾

- イ、軍需会社に対する資金の融通は大蔵省の指定する金融機関（以下「軍需融資指定金融機関」という）が担当すること
- ロ、軍需融資指定金融機関は担当する軍需会社に対し所要資金を適時、簡易、迅速かつ適切に融通すること
- ハ、このため必要があれば、軍需融資指定金融機関に対して、その担当する各軍需会社に関する軍需融資協力団を全国金融統制会のあっせんのもとに組織して資金の供給を行い、戦時金融金庫もしくは日本銀行から必要な援助を与え、または「国家総動員法」に基づいて融資命令を発するなどの方法を講ずること

上記のような要綱を決定したのは、当初政府は、この制度を法制化する予定であったが、関係官庁間の折衝がまとまらなかったため、とりあえず行政措置によってスタートさせたもので、その後昭和20年2月16日に公布された「軍需金融等特別措置法」（法律第21号、同年3月23日施行）によってこの制度は法的根拠を持

3. 金融の統制と金融構造の変化

つようになった。⁽⁴³⁾ 前述の第1次指定軍需会社に対する軍需融資指定金融機関の選定に当たっては、それまでの融資実績、取引縁故、資本関係、社債関係、人的関係、当該銀行の資金調達能力、担当会社数の多寡など、いろいろな面から検討されたといわれ、原則として1軍需会社1行を建前としたが、それまでの取引関係⁽⁴⁴⁾から複数の金融機関指定も認められ、実際にはそうしたケースが非常に多かった(表3-9)。

表3-9 軍需融資指定金融機関指定状況

(単位:社)

	第1次指定 150社につき			第2次指定 424社につき			合 計		
	単 独	共 同	計	単 独	共 同	計	単 独	共 同	計
日本興業銀行	3	61	64	32	50	82	35	111	146
日本勧業銀行	—	4	4	8	16	24	8	20	28
戦時金融金庫	—	31	31	—	33	33	—	64	64
帝国銀行	19	30	49	66	25	91	85	55	140
三菱銀行	12	13	25	38	12	50	50	25	75
住友銀行	9	17	26	41	17	58	50	34	84
安田銀行	2	16	18	47	22	69	49	38	87
三和銀行	2	13	15	36	14	50	38	27	65
野村銀行	2	—	2	10	5	15	12	5	17
十五銀行	1	4	5	7	3	10	8	7	15
そ の 他	6	28	34	27	49	76	33	77	110
計	56	217	273	312	246	558	368	463	831

(注)1. 指定当初の状況を示す。

2. 第2次指定は追加指定を含まない。

3. 「その他」に含まれる指定金融機関は第1次分21行、第2次分40行。

4. 「共同」は乙種指定(地方工場などにおける当座資金のみの融資を担当)を含む。

(出所) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』同行、昭和32年、592～593ページ。

軍需融資指定金融機関についてその指定状況をみると、東京・大阪所在の大銀行が指定を受けた事例が圧倒的に多く、なかでも日本興業銀行および帝国銀行の比重が大きかった。もっとも帝国銀行は約1年前に第一銀行と三井銀行の合併によって新しく発足した銀行であったから、同行指定分はいわば2行分と考えると、この軍需融資指定金融機関制度の下における日本興業銀行の存在は際立って大きなものとなる。反面地方銀行を指定金融機関とする事例は、地方的な会社に対する融資か大企業地方工場のための当座資金のみの融資を担当する場合に限られていたから、地方銀行の占める比重は極めて小さいものであった。

さらに前述の「軍需会社ニ対スル資金融通ニ関スル要綱」にもあるように、軍需融資指定金融機関に対しては必要に応じて軍需融資協力団を組織して、資金供給の面で協力することになっていたが、これについてはそれまでの共同融資団ないし社債引受シンジケート団が軍需融資協力団となったものが多かった。ただそれまでの共同融資団ないし社債引受シンジケート団ではそのメンバーがそれぞれ自己の資金分担額を自己の名義で貸し付け、あるいは社債引受けをしていたのに対し、軍需融資協力団の場合は、そのメンバーが指定金融機関から融資先軍需会社に通知されるだけで、融資はすべて指定金融機関名義で行われていた。したがって融資の実質的な意味は両者の間で著しく異なったものとなり、軍需融資協力団メンバーは指定金融機関に対する資金供給者にすぎなくなった。そして指定金融機関になったのは前述のように大銀行であり、地方銀行は軍需融資協力団メンバーにとどまったケースが多いから、軍需産業融資における両者の立場に著しい開きが生じたことはいうまでもない。また貯蓄銀行、信託会社、生命保険会社も地方銀行と同じような立場に立つことになった。⁽⁴⁵⁾

この軍需融資指定金融機関による融資の条件・方法等については、とりえず従前のおりというこでこの制度を発足させたが、昭和19年7月には融資の実施要領が定められ、融資の期限・形式・利率等についても全国金融統制会会長の通知によって統一された。またこれらの融資については戦時金融庫の債務保証を受けるとなっていた。⁽⁴⁶⁾ こうして指定軍需会社に対する融資は定型化され、融資金融機関はリスクを避けることができた。そこで融資の可否を決めるものは指定軍需会社の資金の必要性いかんのみであった。しかしこの軍需融資指定金融機関制度は、軍需生産最優先という要請の下で指定金融機関に対し軍需会社への資金供給に責任を持たせることをねらいとするものであったから、当然軍需会社の金融機関に対する発言権は強くなった。結果的にこの制度は軍需会社の資金乱費を助長することになったとしても不思議ではない。⁽⁴⁷⁾

事実、昭和19年4月開催の部局長支店長会議において伊藤齋福島支店長は、当時の軍需会社の資金繰りに触れ、地方で軍需会社が「料理屋等迄法外の値段にて購入し非常なる批難を受け居れり」と報告しているし、また田中守三福岡支店長

3. 金融の統制と金融構造の変化

は「指定銀行は軍需融資に付大責任を負担せしめられ居るに拘らず事実は軍需会社に牛耳られ居るは不合理なり、寧ろ積極的に行員をして会社経理部の事務を兼任せしめ直接会社経営に接触せしむる如き仕組を考慮の要あるべし」という意見を述べている。もっとも田中支店長の意見に対しては、川北禎一資金調整局長が「銀行が軍需会社の経理担当を兼務する方法は金融機関が軍需会社を支配する如く見らるるを以て具合悪し」と反対意見を述べている⁽⁴⁸⁾。

いずれにせよ、この制度にいろいろ問題があったことは否定できないところであろう。しかし実際には、その後の事態緊迫に伴って、この制度の適用範囲はいっそう拡大されることになった。すなわち、まず昭和19年7月サイパン島が占領され、本土への空襲頻発が予想される事態となったため、これに対応し同月、空襲その他の戦時災害の発生によって軍需会社がその地方支店、地方工場との連絡が不能となった場合には、必要に応じ当該軍需会社の指定金融機関でない金融機関からこれら工場への融資を応急的に実行する体制をととのえた。また昭和20年1月27日の「軍需充足会社令」(勅令第36号)公布により、地方鉄道、倉庫、土木建築等11業種が軍需会社と同様、軍需融資指定金融機関制度の適用対象となった。その結果この融資制度が適用された企業は約3000社もの多数に上った⁽⁴⁹⁾。また指定軍需会社に対する軍需融資残高の推移(軍需会社の報告による)をみると、その額は昭和19年7月末で144億円、同20年1月末では198億円となっており、

表 3-10 指定軍需会社に対する軍需融資の状況

(単位：百万円)

昭和・ 年・月末	戦時金融 金庫	日本興業 銀行	5大銀行	その他の指 定金融機関	非指定金 融機関	計
19. 7	422	4,430	5,944	797	2,798	14,393
8	504	5,006	6,743	1,107	2,116	15,479
9	439	5,297	7,567	815	1,643	15,763
10	504	5,991	8,210	805	1,335	16,847
11	628	6,064	9,111	904	1,269	17,977
12	797	6,204	9,615	956	1,122	18,699
20. 1	1,126	6,765	10,293	980	663	19,828

(注) 1. 軍需融資指定金融機関制度融資以外の軍需融資を含む。

2. 5大銀行とは帝国・三菱・住友・安田・三和の5行をいう。

(出所) 前掲「満州事変以後の財政金融史」243ページ。

その間の増加率は37.8%であった（表3-10）。これは同期間における全国銀行貸出の増加率（25.3%）に比しかなり高いものであった。

なお、この軍需融資指定金融機関制度は、戦後もしばらくそのまま残され、旧軍需会社などの戦後処理に伴う資金融通（役職員・労務者に対する給与・賃金・退職金支払いなどのための資金）に利用されていたが、昭和21年5月24日の勅令第283号により「軍需金融等特別措置法」が「銀行法等特例法」と改称された際に廃止された。

起債の統制

昭和12年制定の「臨時資金調整法」により金融機関・証券引受業者による有価証券の応募・引受けまたは募集の取扱いが規制の対象にされ、実際には自治的な資金調整を行うために山一証券、小池証券、日興証券、野村証券、藤本ビルブローカー証券の5社により「六三会資金自治調整証券団」が結成されていたが、しかしこの調整団は事実上、ほとんど活動の余地がなかった。すなわち、わが国の起債市場は日中戦争勃発後、先行き見通し難から事実上閉鎖状態に陥り、昭和12年下期の事業債の公募は皆無であった。このような状況から、政府・本行は金融緩和措置の実施、日本興業銀行に対する資金援助、短資市場緩和策など種々対策を講じ、他方この間財政資金の散布が増加したこともあって、昭和13年1月からようやく起債市場が再開された。もっとも1月中に起債条件が決定されたのはわずか2件にすぎず、起債市場が本格的な立ち直りをみせたのは翌2月からであった。⁽⁵⁰⁾昭和13年1月の起債市場の再開に当たり、本行・大蔵省・日本興業銀行など、当時のいわゆる起債当局は起債の条件・時期・発行額について事実上統制を加えることになった。こうした事情から資金自治調整証券団はその活動の余地をなくしてしまったのである。⁽⁵¹⁾

こうした起債統制によって起債の内容はかなり大きく変化した。その第1は特殊会社債の発行が急増し、事業債発行の中に占める比率も急速に上昇したことであった。当時の起債調整の目的は市場資金を国策上必要な部門に優先的に配分しようとする点にあったから、これは当然の変化であったが、その内容を具体的に

表 3-11 事業債発行状況

(単位：百万円)

昭和 年	担保付社債		無担保社債		合計		総計
	特殊会社債	一般会社債	特殊会社債	一般会社債	特殊会社債	一般会社債	
12	— (—)	166 (49.2)	95 (28.1)	77 (22.7)	95 (28.1)	243 (71.9)	338
13	10 (1.4)	315 (43.7)	352 (48.8)	44 (6.1)	362 (50.2)	359 (49.8)	721
14	105 (6.3)	537 (32.4)	1,004 (60.5)	13 (0.8)	1,109 (66.9)	550 (33.1)	1,659
15	80 (5.0)	352 (22.0)	1,159 (72.5)	8 (0.5)	1,239 (77.5)	360 (22.5)	1,599
16	80 (3.2)	682 (27.0)	1,755 (69.6)	4 (0.2)	1,835 (72.8)	686 (27.2)	2,521
17	114 (4.1)	757 (27.7)	1,871 (68.2)	— (—)	1,985 (72.4)	757 (27.6)	2,742
18	97 (3.3)	398 (13.8)	2,386 (82.7)	4 (0.2)	* 2,478 (85.9)	* 407 (14.1)	2,885
19	20 (0.5)	440 (11.2)	3,465 (88.3)	— (—)	3,485 (88.8)	440 (11.2)	3,924
20	— (—)	473 (14.4)	2,807 (85.6)	— (—)	2,807 (85.6)	473 (14.4)	3,280

(注)1. かつこ内は総計に対する構成比(%)。

2. 「満洲国」会社債を含む。

3. *印は原本のまま。

(出所) 公社債引受協会編『日本公社債市場史』同会、昭和55年、106～107ページ。

みると、中国（「満支」）関係債の増大によるものであった。そしてこれら特殊会社債は無担保債（その多くは政府保証付）であったから、事業債全体としては無担保債の比重が高まった。しかし一般会社債については無担保債が著しく少なくなった（表3-11）。これは当時政府や本行が事業債の健全性維持の観点から、起債調整の一環として、一般会社債については無担保債を避ける方針をとっていたためである。⁽⁵²⁾

既述のように昭和13年3月公布の「有価証券引受業法」により有価証券引受業が免許制になり、証券引受業務に対する統制を実施する態勢が作られた。前述の六三会資金自治調整証券団加盟5社のほか3社を加えた8社がこの法律によって免許を受けたが、これら証券引受業者は、上記のような統制の強化に対処して共通の立場で対外的な主張を行うためには、相互の緊密な連帯が必要であるということから同年12月、「証券引受会社協会」⁽⁵³⁾を設立した。

昭和13年1月の起債市場の再開以後起債額は増加したが、さらに昭和14年9月の欧州戦争勃発によって膨大な新規発行の需要が殺到した。しかも当時は産業界の需資増大のほかに欧州戦争勃発に伴う思惑的な資金需要もあって、金融は逼迫現象を呈し、本行貸出の増加も目立っていたから、そうした起債需要を満たすことは困難であった。⁽⁵⁴⁾このような状況に対処し、昭和15年に入ってから、いろいろな対策が講じられた。まず日本興業銀行は社債前貸を拡大するとともに、証券業者の社債背負い込み資金の融通にも努めた。そしてこうした日本興業銀行の資金を確保し、他方地方銀行の資金運用難を緩和する趣旨から、地方銀行に対する興業債券特別割当てを昭和15年8月から実施した。さらに同年10月には預金部がシ
⁽⁵⁵⁾
団社債前貸肩代わり（9750万円）、証券会社手持社債買上げ（1350万円）を行っ
た。

しかしこれらの措置はいずれも当面の問題に対処する応急的対策としての性格が強かったから、より根本的な対策が必要であると考えられ、その結果同年10月に初めて起債計画が作られ、次いで12月には起債計画の常設機関として、大蔵省、企画院、簡易保険局、本行、日本興業銀行から成る「起債計画協議会」が設けられた。それまでの起債市場対策が主として消化促進策の色彩が濃かったのに対

し、この起債計画は四半期ごとに発行額の査定を行い、またその消化についても計画化を図ったもので、いわば発行から消化までの全面的な計画化であった。⁽⁵⁶⁾

これに伴い、その後の起債に際しては、引受シンジケート団の拡大強化が行われ、その結果銀行・信託の共同引受けという方式による起債がしだいに多くなった。またその消化については、政府関係資金による消化、シ団親引けを拡大し、⁽⁵⁷⁾また下引受業者が資金繰り難に陥った場合にはシンジケート団がこれに融資するという形で、消化態勢の整備が図られた。さらに引受シンジケート団が所有社債の売却を自制することを申し合わせた⁽⁵⁸⁾が、これは社債の市場性を失わせるものであった。こうしてわが国の起債市場は、形はともかくとして、事実上市場の機能を喪失し、債券発行も金融機関貸出と同様、統制的資金配分の一手段になったといえることができる。

昭和17年5月、全国金融統制会が発足すると、起債統制もまた同会の重要な業務の一つとなり、同会は起債計画にも参画した。また社債引受シンジケートについては、既存のものは同会指導の下にそのまま活動を続けることになったが、新規結成については、同会が必要な指導あっせんを行うことになった。当時の起債の実情をみると、引受シンジケート団の構成から、その構成メンバーの引受比率、発行条件まで、同会（事実上は本行）が具体的に細かい指示を行っており、⁽⁵⁹⁾ここにおいて資金割当てはいっそう徹底した形で行われた。そしてこの方式は結局、昭和20年8月の終戦まで続くことになった。

金利の統制

既述のように2・26事件以後政府は低金利の維持・促進のためにいっそう積極的な姿勢を示すようになった。当初は、政府が直接決定しうる、国債利子・郵便貯金金利等の利下げ、あるいは本行公定歩合の引下げという形で低金利政策を推進したが、そうした政策的な金利引下げは当然他の市中金利にも影響を及ぼした。都市大銀行はかねてから預金金利の引下げを望んでいたが、昭和11年4月6日、本行が公定歩合引下げを実施すると、にわかに預金金利引下げの動きが具体化した。すなわち同月9日、東京および大阪の預金利子協定加盟銀行は、翌10日

から次のように預金金利を引き下げ⁽⁶⁰⁾ることを発表した。

定期預金	$\left\{ \begin{array}{l} \text{甲種} \\ \text{乙種} \end{array} \right.$	甲種	年利 3.3%以下 (年利 0.4%下げ)
		乙種	年利 3.5%以下 (年利 0.5%下げ)
特別または 小口当座預金	$\left\{ \begin{array}{l} \text{甲種} \\ \text{乙種} \end{array} \right.$	甲種	日歩 5厘以下 (日歩 1厘下げ)
		乙種	日歩 6厘以下 (日歩 1厘下げ)

同じ9日、東京預金利子協定加盟貯蓄銀行も貯金利子の引下げを発表し、さらに東京水曜会、大阪二水会は貸出金利の引下げ⁽⁶¹⁾を発表した。このような預金・貸出金利引下げの動きは全国各地に広がり、とくに預金金利については、同年7月までにほとんど全国で利下げ⁽⁶²⁾が実施された。このような動きは政府が当然予想し、また望んだものであった。

昭和13年4月、「地方異種金融機関ノ金利協定ニ関スル件」と題する大蔵省銀行局長・農林省経済更生部長の共同通ちょうが出された。これは政府がイニシアチブをとって金利の平準化を進めようとしたものであった。金利平準化運動は金融機関の自衛策として戦前から行われていたが、行政的手段によってそれを実行させようとしたのは、これが最初であった。すなわち、政府は各府県別に金融懇談会を開き、各地方長官に金利協定のあっせんを行わせるとともに、本行、産業組合中央金庫、全国地方銀行協会等にも協力を求め、その結果昭和14年3月には全国道府県において預金金利協定が成立した。これが第1次金利平準化運動と呼ばれたもので、これによって全国各地の200以上の小規模な地域単位で行われていた預金金利協定はおおむね道府県単位に整理されただけでなく、金利水準も約2

表 3-12 地方銀行定期預金の利率別構成比

(単位：%)

昭 和		13年	14年	15年	16年
利率 (年利)	3.3%以下	5.9	9.1	11.6	15.2
	3.4%以下	9.8	16.0	41.7	65.8
	3.5%以下	32.0	43.9	38.8	16.9
	3.5%以上	52.3	31.0	7.9	2.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)1. 各年とも6月末の計数。

2. 「以下」「以上」の用語は原本のまま。

(出所) 前掲「満州事変以後の財政金融史」143ページ。

割方の低下をみた。⁽⁶³⁾

しかしこの第1次金利平準化運動は地方の実情に考慮を払うという観点から、必ずしも道府県単位の統一金利を強制したわけではなかった。また銀行預金金利の水準も年3.6%以上のものが、なお23道県という状況であった。当時、

3. 金融の統制と金融構造の変化

政府は、定期預金金利の標準を国債のクーポン・レートと同じ年3.5%としていたから、さらに一段と低金利を推進することが必要と考えた。そして昭和14年4月以降、第2次の金利平準化運動を展開し、第1次平準化運動で残された地方的特殊慣行の是正を図ったほか、⁽⁶⁴⁾ 甲乙兩種間のさや寄せないし甲乙の区別廃止、例外規定の廃止等を実行させた。このような強力な行政指導の結果、預金金利の水準もしだいに低下し、昭和15年には年3.5%以上の預金は例外的存在となった(表3-12)。その後も預金金利の水準は低下を続け、またこの間における預金経費率の低下も加わって、預金原価が低下し、17年下期における水準は都市銀行で3.362%、地方銀行で3.553%となった(表3-13)。他方当時の新発国債の利回りは、同年10月22日発行の「大東亜戦争国庫債券」についてみると、年3.68%(単利)であったから、上記預金原価は、銀行経営上、国債を消化しうる基盤を作ったものとして注目される。

表 3-13 日本銀行取引先普通銀行の預金原価

(単位：%)

		昭和12年上期 (A)	昭和17年下期 (B)	B - A
普通銀行統制 会会員銀行 (都市銀行)	預金原価	3.822	3.362	△ 0.460
	預金平均利率	2.644	2.481	△ 0.163
	経費率	1.178	0.881	△ 0.297
地方銀行	預金原価	4.343	3.553	△ 0.790
	預金平均利率	2.881	2.465	△ 0.416
	経費率	1.462	1.088	△ 0.374
取引先計	預金原価	3.952	3.418	△ 0.534
	預金平均利率	2.703	2.476	△ 0.227
	経費率	1.249	0.942	△ 0.307

(出所) 前掲「戦時金融統制の展開」431ページ。

次に銀行貸出金利については、戦時期に入ってから戦前からの最低率協定が続けられ、政府が貸出金利について全面的に直接統制を加えるということにはなかった。しかし実際には、昭和12年9月に開始された資金統制の中で、事実上の貸出金利統制が進行したことを見逃すことはできない。まず資金統制の口火をきった「臨時資金調整法」においては、自治的資金調整機関から本行に提出される

「事業設備資金貸付ニ関スル協議書」や「事業設備資金ノ貸付報告書」には貸出金利を明記することになっていたので、⁽⁶⁵⁾少なくともこの面から貸出金利が本行の監視下に置かれていたことは否定できない。さらに前述したように、昭和14年ごろから共同融資方式が多くなると、その貸出金利の決定という面から、事実上の金利統制が広がったであろうことも容易に想像されよう。

金利の統制は、債券の発行条件にも及んだ。前述のように、昭和13年1月から起債の統制が行われるようになったが、その際発行条件については、国債の発行条件を基準に、政府保証債は4.2%利付きで割引発行、府県債・6大都市債・銀行債は4.2%利付きで額面発行、6大都市以外の市債・一流社債は4.3%利付きで額面発行というような基準が作られ、以後発行条件は固定化した。⁽⁶⁶⁾さらに昭和15年10月に初めて起債計画を作成した際、社債引受シンジケート団が所有社債の売却を自制することを申し合わせたこと⁽⁶⁷⁾によって、以後既発債市場利回りも安定化することになった。

以上のように、戦時下の金利統制は事実上、広範な広がりを持つことになったが、昭和17年5月の全国金融統制会発足に伴い、金利規制の権限は同会に付与されることになった。すなわち、同会の金利規制権限を定めた「全国金融統制会統制規程」(昭和17年7月2日大蔵省告示第389号)第5号「金利等ノ調整ニ関スル件」によれば、金融機関の預貯金金利、貸出金利、手数料等については全国金融統制会(および業態別統制会)がその基準を指示し、さらにこれに基づいて地方金融協議会が細目的な指導統制を行うことになった。もっとも全国金融統制会発足以後も各地の金利協定は存続していたから、これによって直ちに金利統制の実態が大きく変わったわけではない。しかし当時の各種経済統制を強化せざるをえないという情勢のなかで、同会の金利統制がしだいに強化されていったことは否定すべくもない。昭和18年7月、同会が各地の金利に関する協定または申合わせの新設ないし変更については、以後同会の承認を受けるように指示した⁽⁶⁸⁾のはその一例であり、また軍需融資指定金融機関制度による貸出の金利、軍保証手形の割引利率、納税準備預金・国債貯金の金利など、同会が直接指示した例も少なく⁽⁶⁹⁾ない。

表 3-14 全国預金・貸出金利

昭和	預 金 金 利				貸 出 金 利							
	当座預金 (日歩・銭)		定期預金 (年・%)		割引手形 (日歩・銭)		証書貸付 (年・%)					
	最高 (A)	最低 (B)	A-B	最高 (A)	最低 (B)	A-B	最高 (A)	最低 (B)	A-B			
12年12月	0.27	0.21	0.06	3.8	3.5	0.3	2.18	1.46	0.72	8.39	5.69	2.70
13年12月	0.25	0.20	0.05	3.7	3.4	0.3	2.11	1.40	0.71	8.21	5.58	2.63
14年12月	0.23	0.19	0.04	3.5	3.4	0.1	1.98	1.34	0.64	7.70	5.40	2.30
15年12月	0.19	0.16	0.03	3.5	3.3	0.2	1.93	1.33	0.60	7.11	5.51	1.60
16年12月	0.18	0.15	0.03	3.4	3.3	0.1	1.84	1.29	0.55	6.90	5.30	1.60
17年12月	0.16	0.14	0.02	3.4	3.3	0.1	1.72	1.27	0.45	6.30	5.20	1.10
18年12月	0.16	0.13	0.03	3.3	3.2	0.1	1.66	1.26	0.40	6.20	4.90	1.30

(出所) 日本銀行統計局「戦時中金融統計要覧」(前掲『日本金融史資料』昭和編第30巻、昭和46年、所収) 巻末123~124ページにより作成。

第2章 戦時統制下の日本銀行

このようにして金利統制はしだいに強化され、広範化していった。その結果、金利水準が全体として低下しただけでなく、各種金利の高低の格差は著しく縮小した(表3-14)。それはいわば金利メカニズムの働かない金融の世界が出現したことの表われであったといつてよかろう。それはまた資金の統制や割当てが一般化したことと表裏一体のものでもあった。

- (1) 大蔵省大臣官房調査企画課編『聞書戦時財政金融史』大蔵財務協会、昭和53年、24ページ。
- (2) 同上、20～21ページ。
- (3) 昭和12年9月5日「衆議院議事速記録」(前掲『日本金融史資料』昭和編第16巻、昭和41年、所収)549ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (4) 昭和12年9月7日「衆議院議事速記録」(同上所収)631ページ。
- (5) この特例を認められたのは次の業種である(「臨時資金調整法施行令」第9条)。なお当時の「商法」の規定によれば、増資は株式全額払込み後でなければ認められず、また社債発行の総額は①払込資本金の範囲内であること、②貸借対照表による会社財産が資本総額に満たないときは財産額を超えることはできないとされていた。
 - ① 航空機製造事業
 - ② 金属工機械製造事業
 - ③ 兵器および兵器部分品製造事業
 - ④ 鋼船製造事業
 - ⑤ 製鉄事業
 - ⑥ 産金事業
 - ⑦ 石炭鉱業
 - ⑧ 石油鉱業、石油精製業および石油輸入業
- (6) 日本勸業銀行が「臨時資金調整法」によって発行した債券には、この貯蓄債券のほか後に同法の改正により発行された報国債券・貯蓄券・福券・勝札があったが、これらは総称して「戦時債券」と呼ばれた。このうち貯蓄券を除き割増金付きであった。割増金付貯蓄債券および割増金付報国債券の法定要件は前掲表3-2のとおりであるが、実際には次のとおりであった(日本勸業銀行調査部『日本勸業銀行史』同行、昭和28年、632～635ページ、703～705ページ)。

割増金付貯蓄債券……券種は15円券と7円50銭券があり、それぞれ10円、5円で売り出された(後に30円券を20円で売出し)。割増金は100倍ないし150倍、後に200倍となった。

割増金付報国債券……利子をつけず、利子相当額はすべて割増金にふりあて、券面金額の

3. 金融の統制と金融構造の変化

1000倍という高割増額を付した。貯蓄債券よりも償還期間を短縮したが、中途償還はなくなった。報国債券の一種である特別報国債券は券面額1円で「豆債券」と呼ばれた。貯蓄券……利子がつかず、現金償還も行われず、特定の預貯金への預入のみに使用され、売出手続の簡単な短期の小額証券（10円・5円・1円・50銭の4種）で、ぜいたく品購入、遊興娯楽等に際し抱き合わせ販売した。

福券・勝札……戦争末期に発行された小額債券で、より富くじ的な刺激を与える条件で売り出された。

- (7) 日本銀行保有資料。
- (8) 同上。
- (9) 同上。
- (10) 同上。
- (11) 同上。なお本行限りで可否を決定できる範囲は臨時資金調整委員会の決定（「事業資金調整標準＝関スル件」および「臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準」）による。
- (12) 同上。
- (13) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (14) 日本銀行保有資料『昭和十四年十一月部局長支店長会議関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (15) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (16) 日本銀行保有資料。
- (17) 前掲『昭和財政史』第11巻、80～81ページ。
- (18) 前掲『昭和十四年十一月部局長支店長会議関係書類』。
- (19) 中村隆英『日本の経済統制』（日経新書）日本経済新聞社、昭和49年、12～13ページ。
- (20) 日本銀行保有資料『昭和十五年十月部局長支店長会議関係書類』。
- (21) 石川準吉『国家総動員史』資料編第三、国家総動員史刊行会、昭和50年、525～526ページ。
- (22) 日本銀行保有資料。
- (23) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』同行、昭和32年、458ページ。
- (24) 東京銀行集会所「戦時下金融の諸問題」（前掲『日本金融史資料』昭和編第31巻、昭和46年、所収）470ページ。
- (25) 前掲『日本興業銀行五十年史』459ページ。
- (26) 昭和16年9月11日の時局共同融資団午餐会における本行総裁あいさつ（日本銀行保有資料『正副総裁演説集』昭和15・16年、所収）。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (27) 『銀行通信録』第112巻第669号（昭和16年10月20日）18ページ。
- (28) 前掲『日本興業銀行五十年史』583ページ。
- (29) 日本銀行保有資料。

- (30) 前掲「満州事変以後の財政金融史」242ページ。
- (31) 例えば昭和17年4月～5月ごろ、石炭の一元的配給統制のため各府県に石炭共販会社が設立されたが、これに伴い転廃業を余儀なくされる石炭販売業者に対して共販会社が支払う共助金のうち、一般金融機関から借り入れる分については共同融資方式が活用されることになった（日本銀行保有資料『要件書類（本店並各支店共同融資）』昭和17・18年）。
- (32) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (33) 日本銀行保有資料。
- (34) 通商産業省編『商工政策史』第11巻、商工政策史刊行会、昭和39年、569～571ページ。
- (35) 前掲「満州事変以後の財政金融史」229ページ。

なおこの企業整備に要する費用の内訳は次のように推定されていた(同上、229ページ)。

資産設備買取引受等代金	3,809百万円
業者共助金	658
政府出資（国民更生金庫出資払込）	50
政府支出	167
計	4,683

- (36) 日本銀行保有資料。なお地方財務協議会は、昭和19年11月、資金調整等に関する許認可事務処理権限を地方に委譲することになったのに伴い、それを処理するために各地方ブロック（地方行政協議会を設置した地方）ごとに設けられた関係当局間の連絡会議で、財務局、軍需監理部、地方庁、本行支店等がそのメンバーであった。
- (37) 同上。
- (38) 「全国金融統制会報」第6巻第1号（昭和19年11・12月、昭和20年1月合併号）（前掲『日本金融史資料』昭和編第12巻、昭和40年、所収）857ページ。
- (39) 日本銀行保有資料。
- (40) 前掲『商工政策史』第11巻、598～600ページ。
- (41) 日本銀行保有資料。
- (42) 同上。
- (43) 同上。
- (44) 同上。
- (45) 前掲「満州事変以後の財政金融史」231ページ。
- (46) 日本銀行保有資料。
- (47) 前掲「満州事変以後の財政金融史」244ページ。
- (48) 日本銀行保有資料『部局長支店長会議関係書類』昭和19年4月。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (49) 軍需融資指定金融機関制度による融資対象となった会社数は次のとおりであった（日本銀行保有資料）。

3. 金融の統制と金融構造の変化

軍需会社	約	690社
特別法人	約	60社
統制会社	約	230社
軍需充足会社・協力工場等	約	2000社
計	約	3000社

- (50) 日本興業銀行調査課『調査月報』昭和13年2月、40ページ、同昭和13年3月、56～58ページ。
- (51) 山一証券株式会社社史編纂室『山一証券史』同社、昭和33年、751ページ。
- (52) 公社債引受協会編『日本公社債市場史』同会、昭和55年、107～108ページ。
- (53) 前掲『山一証券史』751～752ページ。
- (54) 同上、270ページ。
- (55) 前掲『日本興業銀行五十年史』484ページ、493ページ。
- (56) 同上、484ページ。なお、起債計画協議会のメンバーについては、大蔵財務協会『財政』第6巻第3号（昭和16年3月）213～214ページ参照。
- (57) この政府関係資金による消化、シンジケート団親引けに、市中公募の分を含めた三者で起債額を三分することから、当時この方式は「三分主義」と呼ばれた（前掲『日本公社債市場史』105ページ）。
- (58) 竹内半寿『我国公社債制度の沿革』全国地方銀行協会、昭和31年、116～117ページ。
- (59) 日本銀行保有資料。
- (60) 日本銀行「日本銀行調査月報」昭和11年4月（前掲『日本金融史資料』昭和編第8巻、昭和39年、所収）263ページ。
- (61) 同上、263～264ページ。
なお水曜会・二水会というのは大銀行の営業部長・支店長の非公式な会合で、コール・レートや貸出金利の最低率を申し合わせていた。
- (62) 矢尾板正雄『昭和金融政策史』皇国青年教育協会、昭和18年、283ページ。
- (63) 前掲「戦時金融統制の展開」429～430ページ。ただし、整理前の協定組合数（昭和11年）については上掲『昭和金融政策史』283～284ページによった。
- (64) 上掲「戦時金融統制の展開」430ページ。
もっとも東京の預金協定金利で甲・乙の区別が廃止されたのは、昭和19年7月である（前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻、433～434ページ）。
- (65) 日本銀行保有資料。
- (66) 前掲「満州事変以後の財政金融史」148ページ。
- (67) 前掲「日本銀行調査月報」昭和15年10月、890ページ。
- (68) 日本銀行保有資料。
- (69) 全国金融統制会が具体的な金利を指示した例を示すと次のようなものがある（日本銀行

保有資料)。

- ① 軍需融資指定金融機関からの貸出(昭和19年7月決定)
 - イ、短期貸出(1年以内)……日歩1銭1厘
ただし貸出総額1000万円以下のものは日歩1銭1厘5毛としてよい。
 - ロ、中期貸出(1年超2年以内、ただし社債前貸金を含む)……日歩1銭2厘
 - ハ、長期貸出(2年超)……年利4.6%
- ニ、当座貸越(預金担保を含む)……日歩1銭2厘
- ② 各府県石炭共販会社の転廃業者に対する共助金交付のための貸出(昭和17年11月決定)
……日歩1銭2厘
- ③ 軍保証手形の割引(昭和18年10月決定)……日歩1銭1厘
- ④ 納税準備預金(昭和18年3月決定)……日歩7厘5毛。なお、昭和19年9月に月利0.23%に改めた。
- ⑤ 国債貯金(昭和18年6月決定)……日歩9厘2毛、または年利3.36%。なお、昭和19年9月に月利0.28%も追加した。

(3) 金融統制機構の整備

全国金融協議会

日中戦争の早期解決がほとんど絶望的となり、そのうえアメリカ・イギリスとの関係も悪化しつつあった昭和15年(1940年)7月に第2次近衛内閣が成立すると、いわゆる「新体制」の樹立が盛んにいわれるようになり、金融界もそうした新体制に即応するための、なんらかの組織整備の必要に迫られてきた⁽¹⁾。それが明確な形で具体化したのは、同年9月12日の銀行信託会社懇談会における本行、結城総裁の発言からであった。すなわち、その席上で同総裁は「金融業者は能く其の使命を自覚し公益優先の理念の下に今後一層其の持場持場に於て確固たる心構を以て対処することが肝要である」と述べ、続いてこれについて特に留意すべき点として、①「金融機関の職能は国家公共奉仕に在る」こと、②金融機関の業務遂行に「計画性を附与する」必要があること、③金融機関の連絡提携については、これをいっそう有効に活用するとともに、異種金融機関または団体間の連絡を緊密にすることが早急に必要であることを強調した⁽²⁾。当時の記録によれば、こ